

宮城大学同窓会

2009年度(2009.10.1～2010.9.30)決算・活動報告

資料

- 1 同窓会について
- 2 運営委員会 09年度活動報告・決算報告

宮城大学同窓会とは

趣旨

- ① 卒業生の名簿(連絡先)管理
- ② 卒業生同士の交流促進
- ③ 卒業生と現役生・教職員間の交流・支援
- ④ その他、宮城大学のためになることをする

特徴

- ① 低コスト運営
- ② 最低限の機能と、事業実施とを分離
- ③ IT活用

宮城大学同窓会 2009年度活動報告

年月日 内容

2010年	
3月	卒業生対象の入会受付
2010年	
4月	入学生対象の入会受付

宮城大学同窓会運営委員会 2009.10～2010.9.決算報告

作成: 畠山、更新日: 2010/11/24

収入		計	備考
	2010.3卒業生会費収入	347,000	
	2010.4入学生会費収入	388,000	
	引継ぎ繰越金	1,046,842	
	収入計	1,781,842	

支出	費目	明細	計	備考
webサーバ費		ドメイン維持費	1,800	
		サーバレンタル12ヶ月分	54,000	
事務用品費		事務用品	3,544	
		会議費		
		運営委員会参加者交通費・宿泊費	67,605	
通信費		切手・郵送代	1,700	
		支出計	128,649	

収支計	(収入計－支出計)	¥1,653,193
-----	-----------	------------

上記の通り報告いたします。

2010年12月1日
宮城大学同窓会
運営委員会 委員長
畠山 直樹

上記決算報告は、同窓会規約に従い、会計の状況を正しく示しているものと認めます。

2010年12月1日
宮城大学同窓会
会計監査
幸 かおる

宮城大学同窓会規約案

- 総則
- 1 本会の名称を、宮城大学同窓会とする。
 - 2 本会は、会員の自発的な意志により、会員間、並びに会員と学生、父母、大学教職員との交流、連携促進、その他、宮城大学の発展に寄与することを目的とする。
 - 3 本会の連絡先を、宮城県黒川郡大和町学苑1に置く。
 - 4 第2条の目的を達成するため、2種類の委員会を設置する。
 - 1 会全体の渉外・会計・連絡役として活動を行う「運営委員会」
 - 2 その他、本会の目的達成のため必要の都度結成し活動する「特定目的実行委員会」
- 会員
- 5 本会の会員資格は、以下の要件を全て満たした者とする。
 - 1.宮城大学各学部・各研究科の在籍経験者
 - 2.別途定める本会の入会金を支払った者
 - 3.運営のための連絡が取れる者
- 会計
- 6 本会の経費は、会員の入会金、会費及び寄付金をもってあてる。
 - 7 本会の会計年度は、毎年10月1日より翌年9月末日に至る1年間とする。
- 総会
- 8 本会は、年一回、定期総会を開催し、必要に応じて不定期に臨時総会を開催する。
 - 9 総会は、運営委員長が召集する。
 - 10 総会は会員の過半数の参加(電子的手段等による委任を含む)によって成立し、その決議には出席者の過半数の賛成を要する。
- インターネット上の総会
- 11 総会は運営委員会が設置するインターネット上のコミュニティで開催を行うことも可能とし、その決議結果については、公示後1ヶ月以内に全会員中1/5の反対票が無い場合に承認される。
- 運営委員会
- 12 本会に、唯一の常設機関として会全体の渉外・会計・連絡を協議・遂行するための「運営委員会」を置く。
 - 13 運営委員会は、日常の交流、また、期中での意志決定や告示・公示を行う手段として、インターネット上のコミュニティを設置・運営する。
 - 14 運営委員会は、12条、13条の業務の他、会員相互が様々な交流単位(在学中の旧所属ゼミ・学年・学科・サークル、居住地や職種等の、任意の単位)を形成し、連絡を取り合うための仕組み作り・呼び掛けを行う。
 - 15 運営委員会の管掌事項は12～14条に定めた範囲に限定し、それ以外の事業・活動を行わない。
 - 16 運営委員会に、以下の役員を置く。

委員長	1名
副委員長	2名以上
会計役	1名
会計監査	1名
委員	若干名
 - 17 運営委員会各役員の任期は年度末までとし、翌年度の再任を妨げない。ただし運営委員長の任期は最長連続3年間までとする。
 - 18 運営委員長は、本会の会務を統括し、運営委員会を招集する。
 - 19 副委員長は委員長の活動を補佐し、必要に応じて代行を行う。
 - 20 委員長、副委員長、会計役の人事は自薦・他薦によって選出し、総会の承認を経る。
 - 21 委員は委員長が任命し、1ヶ月の公示期間を経て承認される。
 - 22 運営委員会は不定期に開催し、決定事項は1ヶ月の公示期間を経て承認される。
 - 23 運営委員長は毎年会計年度後に開かれる最初の総会にて活動報告を行い、その承認を得なければならない。
 - 24 会計役は毎年会計年度後に開かれる最初の総会において会計報告を行い、その承認を得なければならない。
- 特定目的実行委員会
- 25 本会では、各会員の自発的な意思により、個別の懇親会、その他会の趣旨に沿った活動を行う「特定目的実行委員会」を結成することができる。
 - 26 特定目的実行委員会の新規設立は、以下の手順により行う。
 - (1)会員有志が事前に設立趣旨、基本人事、活動内容、予算、成果予測について計画を策定した上で、インターネット上で2週間以上の期間をかけパブリックコメントを集める。
 - (2)上記期間を経た後、集まった意見を踏まえた上で改めてインターネット上で会員に対して提案を行い、その後1ヶ月以内に全会員中1/5以上の反対票が無い場合に成立する。
 - 27 特定目的実行委員会に、以下の役員を置く。

委員長	1名
副委員長	若干名
会計役	1名
実行委員	若干名
 - 28 特定目的実行委員会各役員の任期は1年とし、翌年度の再任を妨げない。
 - 29 実行委員長は実行委員会を統括し、これを招集する。
 - 30 副委員長は委員長の活動を補佐し、必要に応じて代行を行う。
 - 31 実行委員会を構成する実行委員は、会員の互選によって選出し、運営委員会の承認と1ヶ月の公示期間を経て承認される。
 - 32 委員会は不定期に開催し、決定事項は1ヶ月の公示期間を経て承認される。
 - 33 運営委員会と特定目的実行委員会の役員は、相互に兼任を可能とする。
ただし、運営委員会委員長と特定目的実行委員会委員長は相互に兼任できない。
 - 34 実行委員長は毎年会計年度後に開かれる最初の総会にて活動報告を行い、その承認を得なければならない。
 - 35 会計役は毎年会計年度後に開かれる最初の総会において会計報告を行い、その承認を得なければならない。
 - 36 特定目的実行委員会の必要とする費用は、原則として委員会独自に収入源を確保しなければならないが、以下の趣旨に合致するものについては、運営委員会の同意を得た上でインターネット上で賛否を問い、全会員中1/5以上の反対が無い場合に、運営委員会の管理する予算から助成・貸与を行う。
 - ①イベント実施前に特有の出費が発生するもの。招待状作成・発送費用など
 - ②会員全体や、宮城大学全体のために寄与するもの
- 附則
- 37 本規約の改正は、総会において出席者の過半数の賛成を要する。
 - 38 会務に必要な細則は別に定める。
 - 39 この規約は2007年12月1日より効力を発生する。
 - 40 2008年10月1日改訂